

## 八戸市中小企業・小規模企業振興基本条例 体系図

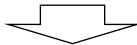
## 目的（第1条）

中小企業（小規模企業を含む。以下同じ。）の振興について基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって本市経済の発展及び市民生活の向上に寄与する。



## 基本理念（第3条）

- ① 中小企業が本市経済の発展、雇用の創出等に寄与し、市民生活の向上に大きく貢献する重要な存在であることを踏まえること。
- ② 中小企業者自らの創意工夫及び自主的な努力が促進されること。
- ③ 本市が有する地域資源及び産業基盤の積極的な活用により、経営の革新及び創業並びに創造的な事業活動が促進されること。
- ④ 本市経済の循環の促進により、持続可能な地域社会の構築が図られること。
- ⑤ 小規模企業の活力が最大限に発揮されるよう、事業活動に資する環境が整備され、小規模企業の持続的な発展が図られること。
- ⑥ 市、中小企業関係団体、大企業者、金融機関、大学等及び市民が、中小企業者とともに相互に連携し、及び協力すること。



## 市の責務（第4条）

## 市の施策の基本方針（第11条）

- ・経営基盤の強化の促進を図る。
- ・地域資源及び産業基盤を生かし、経営の革新及び創業の促進並びに創造的な事業活動の促進を図る。
- ・販路拡大の促進を図る。
- ・人材の確保及び育成を支援する。
- ・事業承継の円滑化を図る。
- ・資金の供給の円滑化を図る。
- ・地産地消等の推進による本市経済の循環の促進を図る。
- ・中小企業者相互間又は中小企業者と中小企業関係団体、大企業者、金融機関、大学等及び市民との間での連携及び協力の促進を図る。

【施行日】令和4年4月1日



## 中小企業者の努力（第5条）

## 中小企業関係団体の役割（第6条）

## 大企業者の役割（第7条）

## 金融機関の役割（第8条）

## 大学等の役割（第9条）

## 市民の理解及び協力（第10条）

## 受注機会の確保（第12条）

## 実施状況の公表（第13条）

## 中小企業・小規模企業振興会議（第14条）